

## <資料1>食育基本法

○食育基本法（平成十七年六月十七日法律第六十三号 最終改正：平成二七年九月一日法律第六六号）

### 目次

#### 前文

第一章 総則(第一条—第十五条)

第二章 食育推進基本計画等(第十六条—第十八条)

第三章 基本的施策(第十九条—第二十五条)

第四章 食育推進会議等(第二十六条—第三十三条)

#### 附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようになるとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようになることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れないでいる。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦そう身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾はん濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

**第一条** この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわた

る健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、父母その他の保護者にあっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一條 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する关心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の关心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう

努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
  - 二 食育の推進の目標に関する事項
  - 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

## 第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊

産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦そう身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

（食文化の継承のための活動への支援等）

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進）

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に關し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の國務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

#### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二一年九月一日)

#### 附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

（食育基本法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## <資料2>用語の解説

(本文中に\*を付した用語について掲載順に記載しています。)

ページ番号	内 容	説明
1	健康寿命	一生のうちで健康で日常生活に制限のない期間のこと。平均寿命（0歳における平均余命）を上回る健康寿命の延伸が課題である。
1	E S D	Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）の略で、現代社会の様々な課題を、一人ひとりの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、問題解決につながる新たな価値観や行動の変容をもたらし、持続可能な社会の実現を目指す取組のこと。
1	健康市民おかやま 2 1	健康増進法第8条に基づく健康増進計画。岡山市では、「すべての市民が健康で、心豊かに生活できる持続可能なまち」を目指し、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を上位目標に掲げ、地域や職場（企業）、教育関係者、保健医療関係者等多様な主体と連携しながら、社会全体としての個人の健康を支え、守るために環境づくりに取り組んでいる。
1	S D G s	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、世界全体における経済・社会・環境の三側面を調和させ、誰一人取り残すことなく、持続可能な社会を実現するため世界各国が取り組むべき普遍的な目標のこと。17の目標と169のターゲットで構成される。
3	岡山市栄養改善協議会	「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに市民一人ひとりが充実した豊かな人生を過ごせるよう食生活の改善や健康づくりのための普及活動を行っている地域の健康づくりボランティア組織。
3	岡山市愛育委員協議会	乳幼児から高齢者まで、生活習慣病予防をすすめ、地域住民の健康づくりを目指して活動しているボランティア組織。
3	おやこクラブ	子どもたちの健やかな心と体を育てるために、就園前までの乳幼児とその保護者同士がつどい、子育ての喜びや悩みをともにしながら、親子の健康づくりと仲間づくりをすすめているクラブ。
3	共食	一人で食べるのではなく、家族や友人、職場の人や地域の人等、誰かと一緒に食事をすること。
3	子ども食堂	子どもが一人でも行ける無料または低額の食堂。子どもへの食事の提供、孤食の解消や食育、さらには地域交流の場等の役割を果たしている。子どもの貧困対策と地域交流の2面がある民間発の自主的・自発的な取組。
4	みんな食堂	「食」を通じて多世代の交流を行う取組。「子ども食堂」やフードバンクの取組とあわせて行われている。
5	桃太郎のまち健康推進応援団	従業員の健康づくりに積極的に取り組むことに加えて、市と一緒に市民の健康づくりに積極的に取り組む企業や団体。

5	フレイル	加齢とともに心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながり等）が低下した状態のこと。早い段階で気づき「社会参加」「運動」「栄養（食生活・口腔機能）」の対策をとることで健康な状態を取り戻すことができる大切な時期。
5	食品サンプルを利用した食事診断システム	実物大のフードモデルを選んで乗せるだけで、瞬時に栄養価を計算し、栄養バランスを☆の数（5段階）で評価する体験型栄養教育システム。
5	生活カード	園児の生活リズムを整えることを目標に、家庭と協力して生活習慣について目標の設定・記録等の取組を行う時に使用している教材。食事、睡眠、排便、テレビやインターネット等のメディアに接する時間の制御、運動等日々の生活の見直しや啓発に繋げている。
5	フードバンク	安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミス等の理由で、流通に出すことができない食品を企業等から寄贈を受け、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動および、その活動を行う団体。
5	フードドライブ	家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動。
5	コミュニティフリッジ	「コミュニティ（地域の）+ フリッジ（冷蔵庫）」。個人、企業等から寄付された食料品・日用品を、公共的な場所に設置された冷蔵庫等で一次的に保管し、食料を必要とする方に直接、渡すことができる仕組みのこと。岡山市内では令和5年9月現在「ブランチ岡山北長瀬」で行われている。
6	いしもちじゃこ	春から夏にかけて瀬戸内海でとれる小魚。ネブトと呼ぶ地域もあり、標準和名はテンジクダイという。頭にある耳石（じせき）という石のような骨が他の魚より大きいため、小魚だが頭から丸ごと食べることはできず、頭を落として調理する。
6	ふなめし	岡山県南部に伝わる冬の郷土料理。ミンチ状にしたフナを、野菜と一緒に炒め煮して作る。脂ののった寒鯰と根菜がたっぷり入ったコクのある汁を、熱いご飯にたっぷりかけて、いただく。
6	食品表示法	食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、「食品衛生法」、「農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」及び「健康増進法」の食品表示に関する部分をまとめた法律のこと。
7	栄養成分表示	食品に「どのような栄養成分」が「どのくらい含まれているか」を一目でわかるようにしたもので、基本的には、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量の5項目が表示されている。
11	合わせ調味料	砂糖やしょうゆ等基本的な調味料を複数混ぜ合わせもの。
11	国民健康・栄養調査	国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を調査し、健康増進施策へ活用する基礎資料を得ることを目的に毎年健康増進法を根拠に実施するもの。国が無作為抽出した地区の世帯を対象に保健所が実施する。

15	ライフコースアプローチ	人生の変化を就職、結婚等節目で区切ったライフステージごとの取組ではなく、人の一生は切れ目なくつながっているものと捉え、取り組むこと
15	郷土料理	それぞれの地域の気候風土、風習や伝統行事を背景に、地域に定着している食材が用いられたり、その地域ならではの調理・加工方法で作られたりする料理のこと。
17	妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針	国が定める妊娠前からの健康づくりや妊産婦に必要とされる食事内容とともに、妊産婦の生活全般、からだや心の健康にも配慮した10項目の指針。
17	おかやま産前産後相談ステーション	妊娠から出産後のお母さんと赤ちゃん、その家族を対象に、助産師等の専門職が妊娠・出産・育児についての相談に応じている。
17	基本的な食に関する指導のカリキュラム	岡山市教育委員会として、学校での食育推進のために学習内容や目的を学年に応じて示したもの。
17	食に関する指導の全体計画	学校全体で食育を組織的、計画的に推進するための計画。
17	かみかみ献立	かみごたえのある食材を使用して考えた学校給食の献立。
18	(後期高齢者) 低栄養予防保健指導	後期高齢者健診の結果を基に、低栄養傾向にある人に対して、管理栄養士による訪問栄養指導を実施している。
19	岡山市卸売市場経営戦略	岡山市中央卸売市場及び岡山市花き地方卸売市場を取り巻く環境の中、岡山市第六次総合計画の後期中期計画が掲げる「都市づくりの基本目標」や「都市づくりの10の基本方向」との整合を図るとともに、後期中期計画と方向性を同じくするSDGs達成に向けた行動を推進し、市場事業の安定経営のための方向性（経営戦略）を示し、当市場が将来にわたり継続していくことを目的に策定したもの。
20	てまえどり	購入してすぐ食べる食品を購入する際に、商品陳列棚の手前にある賞味期限の近い商品を積極的に選ぶ行動。
20	エシカル消費	「倫理的消費」。人や社会、環境に配慮したものやサービスを選んで消費すること。
20	有機 JAS マーク	農林水産省が定めた有機食品の検査認証制度に基づいて、有機JASに適合した生産が行われていることを登録認証機関が検査し、その結果、認証された事業者のみが貼ることができるマーク。
20	国際フェアトレード認証マーク	原料が生産されてから、輸出入、加工、製造工程を経て「国際フェアトレード認証製品」として完成品となるまでの各工程で、国際フェアトレードラベル機構が定めた国際フェアトレード基準が守られていることを証明するマーク。
20	レインフォレストアライアンス認証マーク	認証原料が、森林の保護、労働者の人権尊重や生活向上、気候危機への緩和と適応等、持続可能性の3つの柱（社会・経済・環境）の強化につながる手法を用いて生産されたものであることを示すマーク。
20	オーガニック	農薬や化学肥料に頼らず、自然の恵みを活かした農業や栽培法、水産業、畜産業、加工方法全般をいう。

20	フェアトレード	「公平・公正な貿易」。開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することにより、立場の弱い開発途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す「貿易のしくみ」。
21	食品ロス	「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいう。食品ロスには「事業系食品ロス」と「家庭系食品ロス」がある。
21	HACCP	Hazard Analysis and Critical Control Point (危害分析重要管理点) の略。食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生する恐れのある危害を予め分析し、その結果に基づいて重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより、製品の安全性を確保する世界的に認められた衛生管理手法のこと。
21	食品衛生監視指導計画	飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するために、食品衛生法に基づき策定する食品関連施設への監視指導や食品検査等の計画のこと。
21	衛生管理マニュアル	衛生管理の方法について具体的に記載したもの。安全安心な給食を提供するための調理作業を行う上での基本となる。
22	保育所等におけるアレルギー対応ガイドライン	乳幼児期の特性を踏まえたアレルギー疾患有する子どもへの対応の基本を示すものとして厚生労働省（作成時の主管庁）が作成した。医療の専門家ではない保育士等が活用できるよう、実用性に留意されている。
27	サプライチェーン	製品の原材料等の調達から製造、配送、販売、消費までの一連の流れのこと。食品に関しては、農林水産物を生産（・加工）し、流通させ、販売し、最終的には廃棄されるまでの流れをフードサプライチェーンと呼ぶ。
29	PDCAサイクル	Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）というプロセスを繰り返すことにより、継続的に改善を図る進行管理の手法のこと。

## <資料3>食育推進の具体的な取組（平成30年度～令和5年度）

### 家庭や地域との関わりから食の楽しさを実感しよう

事業名	内容	担当課
岡山市ふれあい給食サービス促進事業	地域ボランティアが公民館やコミュニティハウス等の調理室を利用して食事を作り、家庭にひきこもりがちな高齢者を対象に食事サービスを提供する。	高齢者福祉課
ゼロ歳からの食育推進事業(離乳食講習会)	岡山市栄養改善協議会が赤ちゃんを育てている保護者を対象に、離乳食のレシピ紹介や作り方の説明、食育に関する相談等を行う。	健康づくり課
子どもの居場所づくり等促進事業	子ども食堂等、地域で、子どもがおとなに見守られ、安心して過ごせる居場所づくりを促進するため岡山市社会福祉協議会を支援する。	こども福祉課
子どもの居場所等の緊急支援活動助成事業	コロナ禍で日常生活に困難を抱える人、とり親家庭や生活困窮家庭に対して、子どもの居場所を運営する団体等が行う食支援、学習支援等の緊急支援活動を支援するとともに、緊急支援体制の整備を進める。	こども福祉課
「早寝、早起き、朝ごはん」運動の推進	「早寝、早起き、朝ごはん」の規則正しい生活リズムの大切さを家庭へ知らせる。	幼保運営課
学校（園）等での給食試食会の開催	保護者や地域の方等を対象に、給食試食会を開催し、給食への理解を深めるとともに、食の大切さを啓発する。	幼保運営課
野菜の栽培	野菜の栽培や収穫を行い、調理活動や給食で味わうことから、食への興味や食べ物への感謝の心を持つ。	幼保運営課
世代間交流による食文化の継承	季節の行事（七夕、冬至、正月、節分等）にまつわる食べ物の話を聞いたり、見たり、体験したりする。	幼保運営課
「食育計画」の作成	保育所等で子どもの日々の主体的な生活や遊びのなかで食育が展開されていくように食育計画を作成する。	幼保運営課
和食を中心とした給食や行事食の提供	園での給食を通して、子ども達が「だし」や和食にふれる機会を増やす。	幼保運営課

## 栄養バランス等に配慮した健全な食生活を実践しよう

事業名	内容	担当課
介護予防普及啓発事業	介護予防教室において、シニアの健康意識を高めるために医療・福祉の専門職員が「食事」「運動」「こころ」をテーマに健康づくりに関する講話や実技を行う。	地域包括ケア 推進課
フレイル対策事業	加齢とともに心身の活力が低下した状態である「フレイル」を予防するために、地域の集まりや薬局等でフレイル健康チェックを実施して栄養等のリスクを判定する。結果に応じて個別指導や助言、地域活動の紹介を行う。	地域包括ケア 推進課
学生健康づくり応援事業	青年期の野菜摂取や朝食摂取を促すことを目的に、大学生から同世代に向けて、料理動画等SNSを活用した情報発信等を行う。	健康づくり課
かるうま減塩対策	かるうまとは「かるい塩加減のにおいしい」という意味。減塩することが「おいしく、健康につながる」イメージの普及をはかり、減塩を実践する市民を増やす取組。	健康づくり課
高齢者に対する低栄養予防アドバイス事業	栄養委員による低栄養予防に関する普及啓発とともに、BMIの計算や食事アンケートの結果から、具体的な食生活の工夫についてアドバイスを行う。	健康づくり課
健康教育	健康づくりや生活習慣病予防を目的に、講話や実技、調理実習等を取り入れながら、健康づくりの実践を考えるための正しい知識の普及等を行う。	健康づくり課
給食だよりや給食の展示等を通じた情報提供	給食だより（献立表）や食育通信等を家庭へ配布し、食への関心を深める。	幼保運営課
栄養バランスのとれた簡単なレシピの配布	給食のレシピを家庭へ配布し、料理や食事作りへの関心を深める。	幼保運営課
望ましい食習慣の育成	給食や弁当を通じ、コミュニケーション・マナー・挨拶等の望ましい食習慣を育成する。	幼保運営課
スクールランチセミナー	家庭への啓発活動として、「早寝、早起き、朝ごはん」をテーマに調理実習と子どもたちの実態にあわせた食育指導等で望ましい食生活・生活習慣を学ぶ。	保健体育課

## 地産地消を実践しよう

事業名	内容	担当課
地産地消や農林漁業体験による食への感謝の気持ちの理解	地産地消や農林漁業体験で食文化を実感し食への感謝の気持ちを理解する。	農林水産課
子ども食農体験事業	子どもたちが作物の植付けから収穫まで一連の農作業体験を行い、農業に対する知識や理解を深め、自然の尊さや食料の大切さ等を学ぶ。	農林水産課
米消費拡大推進事業（米粉の推進活動等）	米粉フェスタ、米粉スタンプラリーや保健センター、公民館等での米粉料理教室等で米粉についてPRし、米消費拡大を図る。	農林水産課
地産地消の情報提供（ホームページ等）	地場産物のHP掲載等で、地場産物のPR、購買拡大を図る。	農林水産課
農地でショッピング事業	自ら生産した農産物を消費者に直接販売する生産者の販売情報を、市ホームページを通じて公表し、消費者が農地に行き、農産物を購入する。	農林水産課
地産地消推進事業	地産地消マルシェやバスツアー等を行い、市民に農業の魅力をPRし、岡山産農産物への関心を高めてもらい、地産地消の推進を図る。	農林水産課
親子料理教室や親子市場勉強会等の開催	親子を対象に、青果物や水産物を使用した調理実習や食育講演等を行い、食への関心を高める。	市場事業部
小中学生を対象にした市場見学等の実施	小中学生を対象に、学校行事としての市場見学等で、食の流通の仕組み等を学び、食への関心を高める。	市場事業部
市民イチバデー等のイベントでの旬の食材の試食提供	毎月18日を“市民イチバデー”として市場の関連棟「市場ふくふく通り」を会場に、旬の食材の試食提供等、市場ならではのイベント等を行う。	市場事業部
おかやま市場フェスでの旬の食材の試食提供	市場の関連棟「市場ふくふく通り」を会場に、旬の食材の試食提供等、市場ならではのイベント等を行う。	市場事業部

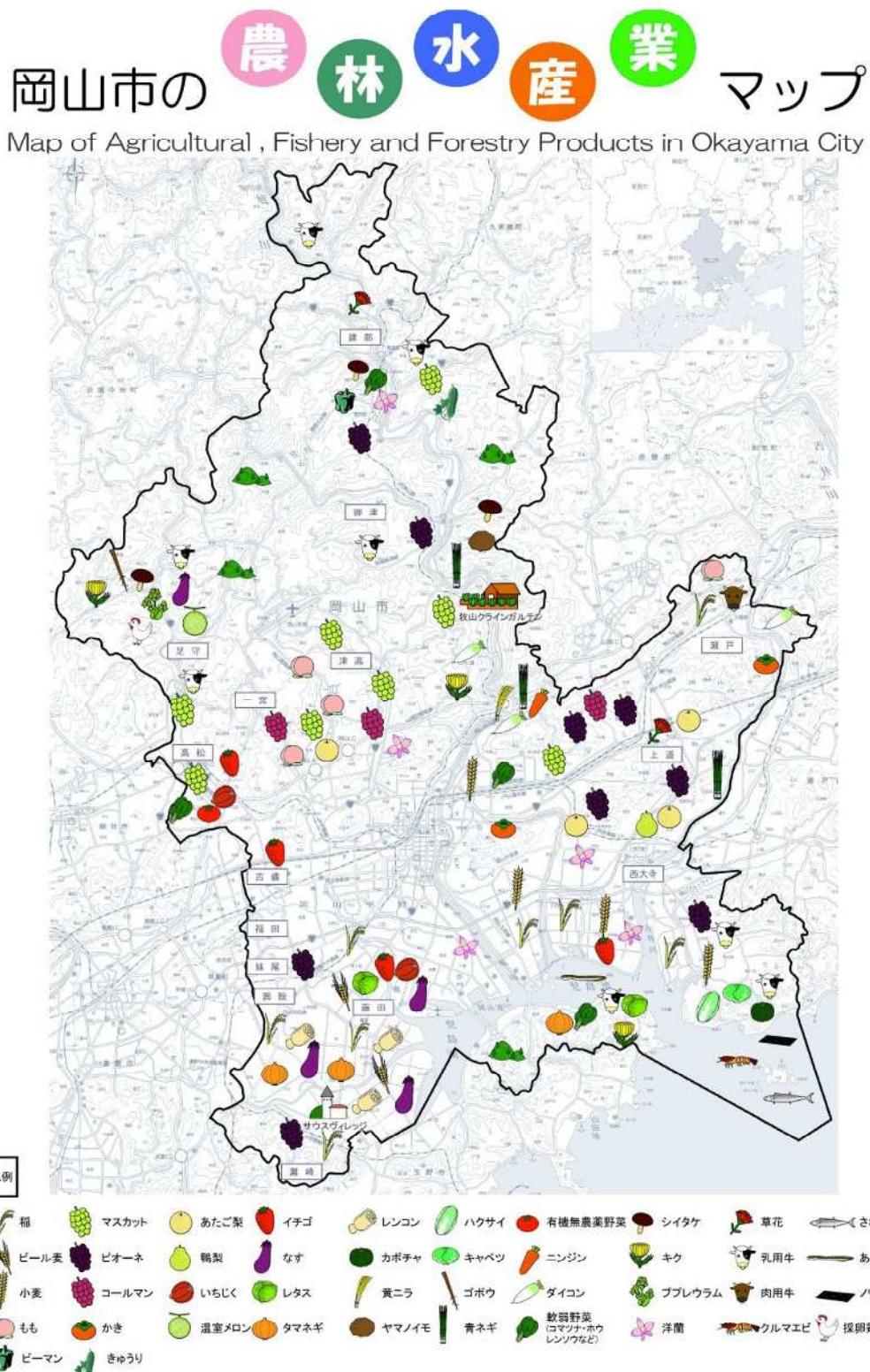
## 食の循環や環境を意識しよう

具体的な取組み（事業名）	内容	担当課
食品ロス削減啓発講座	当課の食品ロス削減啓発の主旨に賛同の上、食品ロス削減啓発に寄与する内容について公民館主催で行われる講座にかかる経費の一部を提供するもの。	環境事業課
食品ロス削減啓発講座（出前講座）	食品ロス削減について市民への周知を図り、家庭での取り組みを促進する。	環境事業課
ももったいない岡山	食品ロス削減ウェブサイト「ももったいない岡山」。食品ロス削減をテーマにウェブサイト上で飲食店がその日売れ残りそうなものを通常より安く出品する等して、それを見た市民の希望とマッチングすれば購入に至るというマッチングサイトを提供。このマッチングサイトを利用することで、個人でも「当事者（購入者）」として事業系食品ロス削減に貢献することが可能となり、市民が食品ロス問題を考えるきっかけにつなげていく。	環境事業課
フードドライブ	食品ロスを削減するため、当課の事業趣旨に賛同した協力企業及び福祉団体と連携してフードドライブを実施している。	環境事業課

## 食の安全・安心に関する知識と理解を深めよう

事業名	内容	担当課
消費生活講演会	消費生活講演会において、市民が自らの判断で正しく食品を選択し、安全・安心な食生活を送るための公開講座を実施 (H30 年度テーマ：「食の安全情報、ウソ、ホント」、R1 年度テーマ：「時短・安全・美味しいを叶える冷凍食品の魅力と使い方」、R2 年度テーマ：ストレスと食生活～健康な心と体はバランスのよい食事から～)。	生活安全課 消費生活センタ ー
「岡山市食品衛生監視指導計画」の策定	食中毒の発生防止及び違反食品等の流通防止のため HACCP 導入支援等、効率的かつ専門的な監視指導を推進する。また、食品等事業者、消費者等と食品衛生に関する情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）を促進し、食品等の安全性を確保する。	保健管理課
食品関連事業者に対する監視指導	食品衛生監視員等が市内の飲食店、学校、保育所（園）等の給食施設、食品製造・加工施設及び販売店等に対して監視指導を行い、食中毒や違反食品を排除するため、食品の検査（食品添加物等の理化学検査及び細菌検査）を行う。	保健管理課
中央卸売市場での取り組み	食品衛生監視員が、せり場や仲卸店舗を中心に監視指導及び流通品の検査を行う。	保健管理課
と畜場での取り組み	と畜検査員が、処理されるすべての牛・豚等のと畜検査（生体検査、解体検査）及びと畜場の衛生管理について指導・助言等を行う。	保健管理課
情報の発信、知識の普及に関する取り組み	食中毒事件等の食の安全・安心に関わる事件が発生した場合に、被害拡大防止の観点から、市民に対し必要な情報提供を行う。あわせて市ホームページ、広報紙等を通じて知識の普及を行う。	保健管理課
食品衛生月間における取り組み	食品衛生月間である 8 月には、食品関係施設への監視指導を強化するとともに、食の安全に関するリスクコミュニケーションや情報提供を積極的に行う。	保健管理課
親子で学ぶ食の安全に関する取り組み	食品工場親子見学バスツアーやわくわく子どもまつり等での食の安全・安心啓発ブース展示を通して親子に食の安全等に関する情報発信を行う。	保健管理課
栄養教室	地域で食生活の改善や健康づくりのための普及活動を行っている栄養委員の養成を行う教室	健康づくり課

## <資料4>岡山市の農林水産業マップ







## 岡山市食育推進計画

発 行 岡 山 市

発行日 令和6（2024）年3月

編 集 岡山市 保健福祉局 保健福祉部 保健管理課

〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目 1-1

電 話：086-803-1250

F A X：086-803-1756

E メール：hokenkanrika@city.okayama.lg.jp